証券コード　1439
平成31年３月11日

株　主　各　位

名古屋市天白区島田一丁目1413番地
（本社　名古屋市中区栄二丁目３番１号）
株式会社　安江工務店
代表取締役社長　　山　本　賢　治

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第44回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成31年３月27日（水曜日）午後５時30分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成31年３月28日（木曜日）午前10時（受付開始　午前９時30分）
２．場　　所　名古屋市中区栄二丁目２番５号
電気文化会館５階　イベントホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

※昨年とは開催場所が異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。

３．目的事項
報告事項
１．第44期（平成30年１月１日から平成30年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第44期（平成30年１月１日から平成30年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　監査等委員でない取締役４名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件
第４号議案　監査等委員でない取締役の報酬額改定の件
第５号議案　取締役に対するストックオプション報酬の件

以　上

●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
●次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.yasue.co.jp）に記載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
①連結計算書類のうち「連結注記表」
②計算書類のうち「個別注記表」
●なお、株主総会参考書類及び事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.yasue.co.jp）に掲載させていただきます。
●株主総会におけるお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

(添 付 書 類)

事　業　報　告

(平成30年 1 月 1 日から
平成30年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善が続き、景気は緩やかな回復基調で推移しております。

住宅業界におきましては、住宅補助金や減税制度の後押しにより受注環境は好調な状況が続いているものの、依然として原材料や人件費の高騰による建設コストの上昇、設計職・施工監理職など専門職技術者の人材不足など、引き続き不透明な状況が続いております。

このような環境下で、当社グループは「すべてのお客様に安らぐ『住まい』を提供し、一生涯のおつきあいをする」ことをミッションに掲げ、住宅に関するニーズにワンストップで応えることにより、すべての相談に乗ることができる利便性の高い体制の構築に努めてまいりました。

当連結会計年度におきましては、新規の出店として愛知県にて12店舗目となる瀬戸尾張旭店を開設することで事業エリアの深耕を図り、さらにM＆Aによる成長戦略を進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、主力の住宅リフォーム事業において、問合せ件数が前期比16.8%増となり順調に推移したことと、平成30年５月に子会社化した株式会社トーヤハウスの業績寄与もあり、売上高は4,781百万円（前期比26.6%増)、営業利益は220百万円（同123.7%増)、経常利益は220百万円（同167.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は140百万円（同165.0%増）となりました。

セグメントの業績は、以下の通りであります。

〈住宅リフォーム事業〉

住宅リフォーム事業におきましては、新規顧客獲得に向けて、実際に展示品や実例を見ていただくことができるリフォーム相談会や現場見学会を開催するとともに、工事完成後の定期メンテナンスを行うことによってOB顧客とのつながりを大切にしながら、安定的な受注活動を展開してまいりました。集客方法については、折込みチラシに加えてインタ

ーネット経由での集客にも注力し、自社ホームページを充実させるなどの対策を継続的に行った結果、当連結会計年度におけるインターネット経由での受注件数は184件（前期比49.6%増）と大きく増加いたしました。

また、建築士などの資格を有した女性デザイナーによるデザイン性の高いリフォームを提供するとともに、外壁塗装などの外装に特化した部門において専門性の高いノウハウを活かした提案を行うなど、他社との差別化を図ってまいりました。

この結果、当連結会計年度における当セグメントの売上高は3,358百万円（前期比15.8%増）、セグメント利益は190百万円（同55.7%増）となりました。

〈新築住宅事業〉

当連結会計年度の新築住宅事業においては、「無添加厚塗りしっくい®」やコーラルストーンなどのオリジナル自然素材をふんだんに使い、イタリアから直輸入した建材・家具をトータルプロデュースした注文住宅「CASTELLO　DIPACE®」の販売を促進し、他社との差別化を図ってまいりました。また、これらを使用したZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の性能基準をクリアしたエネルギー収支ゼロの「体感型」モデルハウスを設置し、宿泊体験などを通して、実際に当社の住宅の心地良さを体感していただくことで魅力ある住まいづくりを推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度における当セグメントの売上高は1,054百万円（前期比83.1%増）、セグメント利益は13百万円（前期はセグメント損失21百万円）となりました。

〈不動産流通事業〉

不動産流通事業におきましては、中古物件探しから、資金計画、設計、施工、アフターサービスまでワンストップで対応する「ワンストップリノベーション」により、利便性の高いサービスの提供に努めてまいりました。また、中古物件をスケルトンの状態から、お客様のライフスタイルや好みに合わせたフルリフォームのご提案をして、資産価値の創造、魅力ある住まいづくりを推進して売上拡大に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度における当セグメントの売上高は368百万円（前期比22.9%増）、セグメント利益は16百万円（前期はセグメント損失１百万円）となりました。

（単位：百万円）

セグメントの名称	売上高
住宅リフォーム事業	3,358
新築住宅事業	1,054
不動産流通事業	368
合計	4,781

（注）上記金額には、消費税等は含まれておりません。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資（無形固定資産を含む）の総額は50百万円となりました。その主なものは次の通りであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備
瀬戸尾張旭店　　39百万円

（3）資金調達の状況

当連結会計年度中に、業容拡大に対応するため、250百万円を金融機関からの長期借入により調達しております。

（4）他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成30年５月31日を効力発生日として、株式会社トーヤハウスの全株式を取得し、連結子会社としております。

(5) 対処すべき課題

当社グループの主たる事業である住宅ビジネスを取り巻く環境におきましては、政府による各種政策や、雇用情勢・所得環境の改善により緩やかな回復傾向にあるものの、消費税増税に対する市場環境の変化、また、人手不足に伴う人件費や原材料等の建設コストのさらなる高騰が懸念されるなど、依然として厳しい状況が続くものと思われます。

このような事業環境の中、当社グループが対処すべき課題としましては、主に次の項目が挙げられます。

①事業エリア内でのシェアの拡大

当社グループは、現状、事業エリア内での深耕が不十分であると認識しております。

この課題を克服するために、新規出店による事業エリアの拡大のみで売上高増加を図るのではなく、マーケットリサーチの精密化によって新規顧客の獲得にあわせ、既存顧客のリピート受注の確保に注力すべく、受注活動における業務の効率化をはじめ、差別化商品の開発及び社員の教育を積極的に行うことが重要と考えております。

②事業エリアの拡大

さらなる事業の拡大を目指し、新規出店のみならず、M&Aや企業提携等も有効活用することで、事業エリア内のさらなる深耕はもちろんのこと、事業エリアの拡大により、日本全国にサービスを提供できる体制を構築してまいります。

③各事業部門間の連携の強化

当社グループは、「すべてのお客様に安らぐ『住まい』を提供し、一生涯のおつきあいをする」ことを、目指すべきゴールに掲げております。このミッション達成に向けて、3万1千世帯を超えるOB顧客、供給ストックを活かし、住宅リフォーム事業、新築住宅事業、不動産流通事業を有機的に連携させることにより、お客様の住宅ニーズにワンストップで対応できる体制を充実させるべく、事業連携のシステム化を一層体系的に推進することを急務と考えております。

④グループ連携の強化

当社グループは、グループ会社間のシナジーを発揮することが重要であると認識しております。そのためには、グループ会社への役員派遣によるマネジメント・ガバナンスの強化に留まらず、営業支援や業務インフラの整備、人事交流といった施策をこれまで以上に行い、売上増進やコスト削減、技術力やデザイン力の強化に努め、グループ化によるシナジーを発揮して、グループ経営全般を効率的に行うことが重要と考えております。

⑤コーポレート・ガバナンスの充実

継続的な事業の発展及び信頼性の向上のためには、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むことが重要であると認識しております。この課題を克服するために、当社グループは、強固な内部管理体制の構築とコンプライアンスの強化に取り組んでおります。

まず、内部管理体制については、自浄能力の向上と組織内における内部牽制のさらなる機能強化を課題と捉えております。そこで部署内でのチェックの精度を高めて自浄能力を向上させることに加え、部署間での牽制機能をより一層発揮することに努めております。これらにより、経営の透明性及び公正性の確保が期待されます。

次にコンプライアンスの強化については、法令・社内規程類の遵守はもとより、日々の業務を適正かつ確実に遂行するとともに、事故やトラブルを未然に防止する取り組みを強化しておりますが、さらなる信頼拡大に向け、これらの一層の強化が重要であると認識しております。

この課題を克服するために、内部監査室を設置し、定期的な業務監査を実施するとともに、社内規程の内容を随時見直し、各事業の業務運営の健全性の確保、情報共有、再発防止策の検討・実施、また適宜、社内啓蒙活動を実施し、透明性のある管理体制の構築を図っております。

また、有価証券市場に対する投資家の信認を損なわないために、不公正な取引であるインサイダー取引に関する研修を継続して実施するとともに、株式等の取引に際しては手続きを厳格化して不正の防止に努めてまいります。

⑥人材の確保と育成

今後も事業を持続的に行っていくため、優秀な人材を継続的に確保し、育成することが重要であると認識しております。

この課題を克服するために、入社１年目から経営者と同じ目線や考え方ができるように社内教育を充実させ、社員の資質向上を図り、部店長・課長・リーダーの育成を強化してまいります。また、社員自らが福利厚生や社内行事の企画・運営をすることで、社員の自主性を醸成し、事業拡大に伴う組織体制の整備を進めてまいります。

⑦ＩＴ技術のさらなる導入

住宅に関する事業を展開拡大していく上で、専門的知識や経験を有した人材を多く必要としておりますが、有効求人倍率の高止まりから十分な人材の確保ができずに機会損失が生じるおそれがあると認識しております。

この課題を克服するために、ＡＩやＩｏＴなどの情報処理技術を積極的に導入して、社員一人あたりの生産性を向上させることが重要であると考えております。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	平成27年12月度 第41期	平成28年12月度 第42期	平成29年12月度 第43期	平成30年12月度 (当連結会計年度) 第44期
売上高 (千円)	4,134,242	3,887,915	3,775,848	4,781,257
経常利益 (千円)	205,006	312,907	82,354	220,458
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	120,040	201,993	52,892	140,183
1株当たり当期純利益 (円)	134.77	214.80	42.15	108.09
総資産 (千円)	1,846,222	1,953,398	2,656,152	3,098,509
純資産 (千円)	707,979	891,776	1,330,475	1,407,209
1株当たり純資産 (円)	752.85	948.30	1,021.01	1,079.95

(注) 1．平成28年10月28日開催の取締役会決議により、平成28年11月16日付で普通株式1株を40株に株式分割いたしました。このため、1株当たり指標は当該株式分割が第41期の期首に行われたと仮定して算定しております。
2．当社グループは第43期より連結計算書類を作成しておりますので、第41期及び第42期については当社単体を記載しております。
3．第41期及び第42期の親会社株主に帰属する当期純利益については、当社単体の当期純利益を記載しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社Ｎ－Ｂａｓｉｃ	10,000千円	100.0%	住宅リフォーム事業
株式会社トーヤハウス	10,000千円	100.0%	新築事業、リフォーム事業、不動産流通事業

(注) 当社は、当連結会計年度において、株式会社トーヤハウスの全株式を取得し、連結子会社としております。

(8) 主要な事業内容（平成30年12月31日現在）

セグメントの名称	主要な事業内容
住宅リフォーム事業	住宅リフォーム・リノベーション
新築住宅事業	注文住宅設計・施工
不動産流通事業	不動産売買・仲介

(9) 主要な営業所（平成30年12月31日現在）

①当社

名称	所在地
本社	名古屋市中区栄
本店	名古屋市天白区島田
千種店	名古屋市千種区香流橋
中村店	名古屋市中村区豊国通
緑店	名古屋市緑区鴻仏目
北店	名古屋市北区城見通
刈谷東浦店	愛知県知多郡東浦町緒川北新田
豊田店	愛知県豊田市小坂本町
春日井店	愛知県春日井市八田町
一宮店	愛知県一宮市城崎通
名駅店	名古屋市中村区名駅
岡崎店	愛知県岡崎市戸崎町
瀬戸尾張旭店	愛知県尾張旭市東大道町

②子会社

名称	所在地
株式会社Ｎ－Ｂａｓｉｃ	神戸市西区小山
株式会社トーヤハウス	熊本県熊本市東区

（10）従業員の状況（平成30年12月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
132名（31名）	18名増（５名増）

（注）従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を(　)内に外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
112名（31名）	１名増（５名増）	37.1歳	5.3年

（注）従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を(　)内に外数で記載しております。

（11）主要な借入先（平成30年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	210,024千円
株式会社名古屋銀行	208,630千円
岡崎信用金庫	108,360千円
株式会社日本政策金融公庫	72,725千円

（12）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年12月31日現在）

（1）発行可能株式総数　3,700,000株

（2）発行済株式の総数　1,299,120株（自己株式6,500株を除く）

（3）株主数　1,064名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
安江博幸	492,800株	37.93％
安江久樹	76,400株	5.88％
株式会社ハウスドゥ	59,100株	4.54％
安江将寛	56,000株	4.31％
安江工務店従業員持株会	29,100株	2.23％
岡秀朋	27,500株	2.11％
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	21,300株	1.63％
山本賢治	15,440株	1.18％
池戸太志	14,000株	1.07％
東矢憲一郎	13,800株	1.06％

（注）持株比率は、自己株式（6,500株）を控除し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第３回新株予約権
発行決議日		平成26年４月22日	平成28年３月31日
新株予約権の数		48個	875個
役員の保有状況			
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数	６個	182個
	目的となる株式数	240株	7,280株
	保有者数	１名	３名
社外取締役(監査等委員を除く)	新株予約権の数	－個	－個
	目的となる株式数	－株	－株
	保有者数	－名	－名
取締役(監査等委員)	新株予約権の数	－個	－個
	目的となる株式数	－株	－株
	保有者数	－名	－名
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数		1,920株	35,000株
新株予約権１個当たり発行価額		無償	無償
新株予約権行使時の１株当たり払込金額		606円	800円
新株予約権の行使期間		平成28年５月１日 ～平成35年４月30日	平成32年４月１日 ～平成35年３月31日

		第４回新株予約権	第５回新株予約権
発行決議日		平成30年３月９日	平成30年３月29日
新株予約権の数		398個	400個
役員の保有状況			
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数	104個	240個
	目的となる株式数	10,400株	24,000株
	保有者数	４名	４名
社外取締役(監査等委員を除く)	新株予約権の数	－個	－個
	目的となる株式数	－株	－株
	保有者数	－名	－名
取締役(監査等委員)	新株予約権の数	75個	－個
	目的となる株式数	7,500株	－株
	保有者数	３名	－名
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数		39,800株	40,000株
新株予約権１個当たりの発行価額		3,600円	無償
新株予約権行使時の１株当たり払込金額		1,592円	1,476円
新株予約権の行使期間		平成33年４月１日 ～平成37年３月31日	平成33年４月１日 ～平成37年３月31日

・行使の条件　第１回・第３回・第５回

1）新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

2）新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、相続人１人に限り相続できる。ただし、予め新株予約権の割当てを受けた者が、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、本新株予約権行使はできなくなり、本新株予約権は失効する。

3）その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

・行使の条件　第４回

1）新株予約権者は、平成30年12月期乃至平成35年12月期の、いずれかの２期連続する事業年度の当社の経常利益の合計額が、500百万円を超過した場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権を、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。
なお、上記における経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

2）新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役また従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

3）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

4）各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない

（注）平成28年10月28日開催の取締役会決議により、平成28年11月16日付で普通株式１株を40株に株式分割いたしました。これにより上表の「目的となる株式の数」「払込金額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況

	第４回新株予約権		第５回新株予約権	
発行決議日	平成30年３月９日		平成30年３月29日	
交付者数	当社使用人	子会社の役員及び使用人	当社使用人	子会社の役員及び使用人
	50名	４名	６名	１名
新株予約権の数	206個	13個	140個	20個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式		普通株式	
	20,600株	1,300株	14,000株	200株
新株予約権１個当たりの発行価額	3,600円		無償	
新株予約権行使時の１株当たり払込金額	1,592円		1,476円	
新株予約権の行使期間	平成33年４月１日 ～平成37年３月31日		平成33年４月１日 ～平成37年３月31日	

・行使の条件　第４回

１）新株予約権者は、平成30年12月期乃至平成35年12月期の、いずれかの２期連続する事業年度の当社の経常利益の合計額が、500百万円を超過した場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権を、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。

なお、上記における経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

２）新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役また従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

３）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

４）各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

・行使の条件　第５回

１）新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

２）新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、相続人１人に限り相続できる。ただし、予め新株予約権の割当てを受けた者が、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、本新株予約権行使はできなくなり、本新株予約権は失効する。

３）その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項
(1) 取締役の状況（平成30年12月31日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
安江博幸	代表取締役社長	(株)Ｎ－Ｂａｓｉｃ代表取締役会長 (株)トーヤハウス取締役
山本賢治	専務取締役	(株)Ｎ－Ｂａｓｉｃ監査役 (株)トーヤハウス監査役
印田昭彦	取締役	当社事業サポート部部長
新田義正	取締役	(株)トーヤハウス代表取締役社長
時田光一郎	取締役 (常勤監査等委員)	－
中浜明光	取締役 (監査等委員)	中浜明光公認会計士事務所所長 ＡＺＡＰＡ(株)社外取締役〔監査等委員〕 ミタチ産業(株)社外取締役 (株)ＭＴＧ社外取締役〔監査等委員〕 トビラシステムズ（株）社外取締役〔監査等委員〕 (株)コメダホールディングス社外取締役〔監査等委員〕 (株)コメダ監査役
滝一廣	取締役 (監査等委員)	－

(注) 1．取締役時田光一郎氏、中浜明光氏及び滝一廣氏は、社外取締役であります。
2．当社は、取締役時田光一郎氏及び中浜明光氏、滝一廣氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3．取締役中浜明光氏は、公認会計士の資格を有しており、監査法人における長年にわたる豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．当社は３名の監査等委員のうち、時田光一郎氏を常勤監査等委員に選定しております。常勤監査等委員を選定した理由は、日常的に情報を収集し、執行部門からの業務報告を定期的に聴取し、現場の実査を行うことを職務とする者からの情報を監査等委員会の全員で共有することを通じて、監査等委員会の審議・活動を一層実効的なものとするためであります。

5．平成31年１月１日付で次の通り異動がありました。なお、平成31年１月１日より執行役員制度を導入しております。

氏　　名	地位及び担当ならびに重要な兼職の状況	
	変　　更　　前	変　　更　　後
安　江　　博　幸※	代表取締役社長 兼(株)Ｎ－Ｂａｓｉｃ代表取締役会長 兼(株)トーヤハウス取締役	代表取締役 執行役員 最高経営責任者（ＣＥＯ） 兼(株)Ｎ－Ｂａｓｉｃ代表取締役会長 兼(株)トーヤハウス取締役
山　本　　賢　治※	専務取締役 兼(株)Ｎ－Ｂａｓｉｃ監査役 兼(株)トーヤハウス監査役	代表取締役社長 執行役員 最高執行責任者（ＣＯＯ） 兼(株)Ｎ－Ｂａｓｉｃ取締役 兼(株)トーヤハウス取締役
印　田　　昭　彦※	取締役 事業サポート部部長	取締役 常務執行役員 事業サポート部部長 兼(株)Ｎ－Ｂａｓｉｃ監査役 兼(株)トーヤハウス監査役
新　田　　義　正※	取締役 兼(株)トーヤハウス代表取締役社長	取締役 常務執行役員 兼(株)トーヤハウス代表取締役社長
浅　井　　重　臣	住宅リフォーム事業部事業部長	執行役員 住宅リフォーム事業部事業部長
金　子　　智　成	住宅リフォーム事業部事業副部長	執行役員 住宅リフォーム事業部事業副部長
浅　井　　勇　一	新築住宅部部長	執行役員 新築住宅部部長
三　浦　　伸　也	不動産流通部部長	執行役員 不動産流通部部長
山　﨑　　健二朗	品質管理部部長	執行役員 品質管理部部長
奥　田　　憲　二	経理部部長	執行役員 経理部部長 最高財務責任者（ＣＦＯ）
荒　木　　洋　平	住宅リフォーム事業部エリアマネジャー	執行役員 住宅リフォーム事業部エリアマネジャー

（注）※を付した執行役員は取締役を兼任しています。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役であるものを除く。）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、該当する取締役と同規定に基づく責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	人員(名)	報酬等の総額(千円)	定時株主総会決議による役員報酬年額
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	4 (0)	60,478 (—)	年額100,000千円以内 (平成28年3月31日決議)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	3 (3)	12,240 (12,240)	年額20,000千円以内 (平成28年3月31日決議)
合計 (うち社外取締役)	7 (3)	72,718 (12,240)	

(注) 1．上記には、使用人兼務取締役に対する使用人給与（賞与を含む。）は含んでおりません。
2．上記報酬等の額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額 （取締役1,678千円）を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役中浜明光氏は、中浜明光公認会計士事務所所長及び複数の社外取締役、監査役を兼務しておりますが、当該兼職先と当社とは特別な関係はございません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動内容
社外取締役 (監査等委員)	時田 光一郎	当事業年度開催の取締役会14回すべて、監査等委員会14回すべてに出席し、長年の大手都市銀行、監査法人等勤務における豊富な経験から必要な発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	中浜 明光	当事業年度開催の取締役会14回すべて、監査等委員会14回すべてに出席し、長年の監査法人における豊富な経験や、公認会計士としての専門的な見地から必要な発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	滝 一廣	当事業年度開催の取締役会14回すべて、監査等委員会14回すべてに出席し、当業界における豊富な経験から必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条の規定に基づき、書面決議を３回実施しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,500千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について相当、妥当と判断し同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員の全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査等委員会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制

当社及び当社グループは、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下の通りであります。

①取締役及び使用人ならびにグループ会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令・定款を遵守し、違反・不正行為を防止するために、社内規程の整備、社内通報制度の導入、ならびにその周知と運用の徹底を図っていく。このため当社は、コンプライアンス委員会を設置しコンプライアンスを推進させるとともに、内部監査室は、コンプライアンスの運用状況について監査し、疑義ある行為については社長及び監査等委員会に報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務執行に係る重要文書及びその他の情報については、文書管理規程等に基づき保存・管理を行い、取締役が求めた場合はこれらの文書を閲覧できる体制とする。

③当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価し、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理体制の整備を進めるとともに、緊急事態が生じた場合のリスク管理規程も併せて整備する。

④当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則月１回開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催することで機動的・効率的な経営判断を行う。さらに、取締役会の決議を受けて各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務を遂行するため、毎月定期的に幹部会を開催する。各部門の遂行状況については、取締役会及び幹部会に報告の上協議され、施策・業務遂行体制を阻害する要因があれば分析し改善を図っていく。

⑤子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規程を定め、子会社の株主総会及び取締役会等の記録、業績内容、その他重要な事項について当社へ報告する。

⑥当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、主要な子会社及び主要な関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。また、当社の内部統制システムに関する体制は、グループ会社全体での整備と運用を範囲とし、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。内部監査室は、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、結果を社長及び監査等委員会ならびにグループ各社社長に報告する。

⑦監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置く体制と当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前同意を得ることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。また、内部監査室は、監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に従う。

⑧当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）または使用人は、取締役会等の重要な会議において随時業務の状況を報告するとともに、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合はその内容を速やかに監査等委員会に報告する。

⑨監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

使用人等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。

⑩監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員の職務執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は取締役会及び業務執行上重要な会議への出席ならびに議事録等の関連資料の閲覧が原則自由にできる。また、監査等委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く）及び重要な使用人から個別のヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、内部監査室及び監査法人との定期的な意見交換を行う。

⑫反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制

当社グループは市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断し、取引や資金提供等を行わないことはもちろんのこと、不当な要求に対しても毅然とした態度で臨み、これを拒絶する。これに備え、平素から、警察、暴力追放県民会議、弁護士等外部の専門機関との連携を築く。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び当社グループは、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しております。また、確認調査の結果、判明した問題点につきましては是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した当社及び当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下の通りであります。

①コンプライアンス体制に関する運用状況

コンプライアンス委員会を当事業年度において４回開催し、①業務執行におけるコンプライアンスの実践状況の把握　②内部通報制度の運用状況の確認　③インサイダー取引防止の適切な運用のための情報発信等コンプライアンス活動を推進してまいりました。

②リスク管理体制に関する運用状況

リスク管理に関しては、事業サポート部において具体的なリスクを想定、分類し把握するとともに管理しています。半年に１回取締役会にて状況を報告し情報共有を行っております。

③効率的職務執行体制に関する運用状況

幹部会を当事業年度において毎月１回合計12回開催し、取締役会も14回開催しております。役員及び幹部の情報交換を行うとともに経営に係る情報を共有し、担当部門の業務執行の適正性や迅速な業務執行と意思決定を逐次確認しております。

④監査等委員会に関する運用状況

監査等委員会は、社外取締役３名で構成されており当事業年度においては14回開催し、取締役会やその他の重要な会議に出席しております。また、監査・監督の実効性の向上、内部監査部門を活用した監査の実施により、内部統制の実効性の向上を図っております。さらに、会計監査人と意見交換を通じて、監査の質の向上に努めております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけており、当期業績や中長期の業績見通し及び経営環境を勘案し、株主の皆様へ適正かつ安定的な配当を継続することを基本方針としております。

平成30年12月期につきましては、上記方針を踏まえ、平成31年３月11日開催の取締役会において、１株当たりの年間配当金を44円とさせていただきました。

なお、剰余金の配当等につきましては、会社法第459条第１項に基づき、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

また、当社は、自己株式の取得につきましては、機動性を確保する観点から、当社定款第６条の規定に基づき取締役会の決議によることといたしております。

取締役会においては、機動的な資本政策等の遂行の必要性、財務体質への影響等を考慮したうえで、総合的に判断することといたしております。

（注）本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,996,106**	**流動負債**	**1,254,791**
現金預金	856,534	工事未払金	349,574
完成工事未収入金	172,311	短期借入金	20,000
未成工事支出金	159,493	1年内返済予定の長期借入金	172,538
販売用不動産	736,848	未払金	68,936
材料貯蔵品	7,185	未払法人税等	93,803
繰延税金資産	37,585	未成工事受入金	389,727
その他	28,512	賞与引当金	35,086
貸倒引当金	△2,365	完成工事補償引当金	31,057
固定資産	**1,102,403**	その他	94,065
有形固定資産	**821,759**	**固定負債**	**436,509**
建物及び構築物	286,602	長期借入金	427,201
土地	498,643	繰延税金負債	1,650
その他	36,513	その他	7,657
無形固定資産	**220,704**	**負債合計**	**1,691,300**
のれん	192,002	**(純資産の部)**	
ソフトウェア	26,634	**株主資本**	**1,403,258**
その他	2,067	資本金	244,770
投資その他の資産	**59,939**	資本剰余金	234,745
投資有価証券	5,296	利益剰余金	933,291
繰延税金資産	2,713	自己株式	△9,549
その他	51,930	**その他の包括利益累計額**	**△270**
		その他有価証券評価差額金	△270
		新株予約権	**4,221**
		純資産合計	**1,407,209**
資産合計	**3,098,509**	**負債純資産合計**	**3,098,509**

連結損益計算書

（平成30年 1 月 1 日から
平成30年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		
完成工事高	4,449,405	
兼業事業売上高	331,852	**4,781,257**
売上原価		
完成工事原価	2,993,394	
兼業事業売上原価	243,551	**3,236,945**
売上総利益		
完成工事総利益	1,456,010	
兼業事業総利益	88,300	**1,544,311**
販売費及び一般管理費		**1,323,655**
営業利益		**220,656**
営業外収益		
受取利息及び配当金	227	
補償金収入	1,003	
売電収入	1,562	
その他	2,259	**5,053**
営業外費用		
支払利息	4,028	
売電費用	578	
その他	643	**5,250**
経常利益		**220,458**
特別利益		
投資有価証券売却益	5,719	**5,719**
税金等調整前当期純利益		**226,178**
法人税、住民税及び事業税	101,513	
法人税等調整額	△15,518	**85,995**
当期純利益		**140,183**
親会社株主に帰属する当期純利益		**140,183**

連結株主資本等変動計算書

（平成30年 1 月 1 日から
平成30年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	244,734	235,084	849,141	△1,773	1,327,186
当期変動額					
新株の発行（新株予約権行使）	36	36			72
剰余金の配当			△56,033		△56,033
親会社株主に帰属する当期純利益			140,183		140,183
自己株式の取得				△28,051	△28,051
自己株式の処分		△375		20,274	19,899
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	36	△338	84,150	△7,776	76,071
当期末残高	244,770	234,745	933,291	△9,549	1,403,258

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,289	3,289	—	1,330,475
当期変動額				
新株の発行（新株予約権行使）				72
剰余金の配当				△56,033
親会社株主に帰属する当期純利益				140,183
自己株式の取得				△28,051
自己株式の処分				19,899
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,559	△3,559	4,221	662
当期変動額合計	△3,559	△3,559	4,221	76,733
当期末残高	△270	△270	4,221	1,407,209

貸 借 対 照 表

(平成30年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資 産 の 部)		**(負 債 の 部)**	
流動資産	**1,679,057**	**流動負債**	**957,422**
現金預金	677,539	工事未払金	284,598
完成工事未収入金	137,358	１年内返済予定の長期借入金	170,438
未成工事支出金	51,036	未払金	59,554
販売用不動産	727,981	未払費用	14,040
材料貯蔵品	6,272	未払法人税等	83,500
関係会社短期貸付金	20,000	未成工事受入金	231,695
前払費用	12,918	預り金	15,067
繰延税金資産	32,951	賞与引当金	32,397
その他	12,999	完成工事補償引当金	25,828
固定資産	**1,128,146**	その他	40,301
有形固定資産	**784,594**	**固定負債**	**427,334**
建物	257,272	長期借入金	422,301
構築物	20,881	その他	5,033
機械及び装置	5,669	**負 債 合 計**	**1,384,756**
車両運搬具	4,691	**(純 資 産 の 部)**	
工具器具・備品	16,367	**株主資本**	**1,418,475**
土地	479,711	資本金	244,770
無形固定資産	**25,617**	資本剰余金	234,745
ソフトウェア	23,549	資本準備金	214,770
その他	2,067	その他資本剰余金	19,975
投資その他の資産	**317,935**	利益剰余金	948,509
投資有価証券	5,200	利益準備金	4,010
関係会社株式	264,450	その他利益剰余金	944,499
長期前払費用	1,932	特別償却準備金	1,101
繰延税金資産	1,234	別途積立金	305,000
その他	45,117	繰越利益剰余金	638,398
		自己株式	△9,549
		評価・換算差額等	**△250**
		その他有価証券評価差額金	△250
		新株予約権	**4,221**
		純 資 産 合 計	**1,422,446**
資 産 合 計	**2,807,203**	**負債純資産合計**	**2,807,203**

損　益　計　算　書

（平成30年 1 月 1 日から
平成30年12月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		
完成工事高	3,733,031	
兼業事業売上高	325,028	**4,058,060**
売上原価		
完成工事原価	2,434,746	
兼業事業売上原価	243,386	**2,678,133**
売上総利益		
完成工事総利益	1,298,285	
兼業事業総利益	81,641	**1,379,927**
販売費及び一般管理費		**1,159,737**
営業利益		**220,189**
営業外収益		
受取利息及び配当金	466	
関係会社業務受託収入	2,600	
補償金収入	1,003	
売電収入	1,562	
その他	657	**6,289**
営業外費用		
支払利息	3,741	
売電費用	578	
その他	305	**4,625**
経常利益		**221,852**
特別利益		
投資有価証券売却益	5,719	**5,719**
税引前当期純利益		**227,572**
法人税、住民税及び事業税	88,586	
法人税等調整額	△13,035	**75,551**
当期純利益		**152,020**

株主資本等変動計算書

（平成30年 1 月 1 日から
平成30年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
						特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	244,734	214,734	20,350	235,084	4,010	1,971	305,000	541,540	852,521
当期変動額									
新株の発行（新株予約権行使）	36	36		36					
剰余金の配当								△56,033	△56,033
当期純利益								152,020	152,020
自己株式の取得									
自己株式の処分			△375	△375					
特別償却準備金の取崩						△869		869	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
当期変動額合計	36	36	△375	△338	—	△869	—	96,857	95,987
当期末残高	244,770	214,770	19,975	234,745	4,010	1,101	305,000	638,398	948,509

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△1,773	1,330,567	3,289	3,289	—	1,333,856
当期変動額						
新株の発行（新株予約権行使）		72				72
剰余金の配当		△56,033				△56,033
当期純利益		152,020				152,020
自己株式の取得	△28,051	△28,051				△28,051
自己株式の処分	20,274	19,899				19,899
特別償却準備金の取崩		—				—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△3,539	△3,539	4,221	681
当期変動額合計	△7,776	87,908	△3,539	△3,539	4,221	88,590
当期末残高	△9,549	1,418,475	△250	△250	4,221	1,422,446

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成31年２月28日

株式会社安江工務店
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三　富　康　史	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	淺　井　明紀子	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社安江工務店の平成30年１月１日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社安江工務店及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成31年２月28日

株式会社安江工務店
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三　富　康　史	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	淺　井　明紀子	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社安江工務店の平成30年１月１日から平成30年12月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成30年１月１日から平成30年12月31日までの第44期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に依拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年３月４日

株式会社安江工務店　監査等委員会

常勤監査等委員　時　田　光一郎　㊞

監 査 等 委 員　中　浜　明　光　㊞

監 査 等 委 員　滝　　一　廣　㊞

（注）監査等委員時田光一郎、中浜明光及び滝一廣は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　　定款一部変更の件

１．変更の理由

事業環境の変化に対応し、企業統治及びリスク管理を強化する為、役付取締役として会長職を新設し、併せて取締役会の招集権者及び議長について所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

（変更箇所は、下線で示しております。）

現行定款	変更案
（代表取締役及び役付取締役） 第22条　代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 ２．代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 ３．取締役会は、その決議によって取締役社長１名を選定し、又必要に応じ、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	（代表取締役及び役付取締役） 第22条　（現行通り） ２．（現行通り） ３．取締役会は、その決議によって取締役社長１名を選定し、又必要に応じ、取締役会長１名及び、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
（取締役会の招集権者及び議長） 第23条　取締役会は、法定に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。	（取締役会の招集権者及び議長） 第23条　取締役会は、法定に別段の定めがある場合を除き、取締役会長又は取締役社長が招集し、議長となる。取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第２号議案　　監査等委員でない取締役４名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役全員（４名）は任期満了となります。

つきましては監査等委員でない取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

監査等委員でない取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	安江 博幸 (昭和40年９月７日生) (再任)	平成元年４月 平成４年５月 平成６年４月 平成11年４月 平成29年９月 平成30年５月 平成31年１月	三井ホーム(株)入社 (株)麦島建設入社 当社入社 当社専務取締役 当社代表取締役社長 (株)Ｎ－Ｂａｓｉｃ代表取締役会長（現任） (株)トーヤハウス取締役（現任） 当社代表取締役　執行役員　最高経営責任者(ＣＥＯ)（現任）	492,800株
	（取締役候補者とした理由） 同氏は、平成11年４月以降代表取締役として当社の基盤構築、事業拡大をすすめてまいりました。今後も優れた経営手腕が発揮されることを期待し、取締役候補者としております。			
2	山本 賢治 (昭和37年２月12日生) (再任)	平成14年11月 平成15年９月 平成17年４月 平成21年５月 平成25年４月 平成28年３月 平成29年９月 平成30年５月 平成31年１月 平成31年１月 平成31年１月	(株)トーメー（現(株)メニコンネクト）入社 当社入社　営業企画支援室室長 当社総務企画部部長 当社取締役 当社常務取締役 当社専務取締役 (株)Ｎ－Ｂａｓｉｃ監査役 (株)トーヤハウス監査役 当社代表取締役社長　執行役員　最高執行責任者(ＣＯＯ)（現任） (株)Ｎ－Ｂａｓｉｃ取締役（現任） (株)トーヤハウス取締役（現任）	15,440株
	（取締役候補者とした理由） 同氏は、当社で長年にわたり経営に携わり、平成31年１月より当社の代表取締役社長を務めております。主に、企画・管理部門に豊富な経験と知見を有しており、適切な経営判断が行われることを期待し、取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
3	印田昭彦（いんだあきひこ） (昭和49年11月４日生) (再任)	平成９年４月 平成20年10月 平成23年４月 平成26年４月 平成27年３月 平成31年１月 平成31年１月 平成31年１月	名古屋トヨペット(株)入社 当社入社 当社千種店店長 当社管理部部長 当社取締役事業サポート部部長 当社取締役　常務執行役員　事業サポート部部長（現任） (株)Ｎ－Ｂａｓｉｃ監査役（現任） (株)トーヤハウス監査役（現任）	8,720株
	（取締役候補者とした理由） 同氏は、当社で店長経験を経て管理部長を経験し、平成27年３月より当社の取締役を務めております。これらを通じて培った幅広い経験が、当社の経営に活かされることを期待し、取締役候補者としております。			
4	新田義正（にったよしまさ） (昭和49年４月16日生) (再任)	平成20年12月 平成26年３月 平成26年10月 平成27年４月 平成29年３月 平成30年８月 平成31年１月	(株)ユーアイファクトリー入社 当社入社 当社春日井店店長 当社住宅リフォーム事業部事業部長 当社取締役住宅リフォーム事業部事業部長 (株)トーヤハウス代表取締役社長（現任） 当社取締役　常務執行役員（現任）	7,620株
	（取締役候補者とした理由） 同氏は、当社で店長経験を経て住宅リフォーム事業部長を経験し、平成29年３月より当社の取締役を務めております。主力事業の責任者として培った経験が、当社の経営に活かされることを期待し、取締役候補者としております。			

（注）各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第３号議案　　監査等委員である取締役１名選任の件

現任監査等委員である取締役滝一廣氏が本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
竹内（たけうち）　裕美（ゆみ） （昭和46年９月24日生） （新任）	平成12年10月 平成17年10月 平成20年７月	名古屋弁護士会（現　愛知県弁護士会）弁護士登録 服部豊法律事務所入所 鬼頭・竹内法律事務所開設 弁護士法人鬼頭・竹内法律事務所パートナー（現任）	０株
（社外取締役候補者とした理由） 同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、職務執行に必要な財務、会計及び法務に関する知見を有しており、その知見を当社の監査体制の強化に役立てていただけると判断し、監査等委員として適任と考えられ、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

（注）１．竹内裕美氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．竹内裕美氏の戸籍上の氏名は鬼頭裕美であります。

３．竹内裕美氏は、社外取締役の候補者であります。

４．竹内裕美氏が社外取締役に選任された場合、同氏との間で当社の定款に基づき責任限定契約を締結する予定であります。この契約内容の概要は、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第１項の損害賠償責任を限定するものであり、損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

５．竹内裕美氏が選任された場合には東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

第４号議案　　監査等委員でない取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員でない取締役の報酬額は、平成28年３月31日開催の第41回定時株主総会において年額100百万円以内とする旨をご承認いただき今日にいたっておりますが、その後の子会社の取得をはじめとした当社の業容拡大及び経済情勢の変化等諸般の事情に加え、平成31年１月１日付で使用人兼務取締役２名が取締役専任となり、従来の使用人分給与が取締役の報酬に置き換わることから実質増額となりますので、報酬額を年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まない。）に改定させていただきたいと存じます。

監査等委員でない取締役の員数は、第２号議案が原案通り承認可決されますと４名となります。

第５号議案　　取締役に対するストックオプション報酬の件

当社は、当社の企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、監査等委員でない取締役につきましては、かかる第４号議案「監査等委員でない取締役の報酬額改定の件」にて掲げる金銭報酬の額とは別枠にて年額45百万円以内、監査等委員である取締役につきましては、平成28年３月31日開催の第41回定時株主総会においてご承認いただき今日にいたっております年額20百万円とは別枠にて、年額５百万円（うち社外常勤取締役の報酬枠年額５百万円）以内の範囲内で、ストックオプションとして1年間に取締役（非常勤取締役を除く）に対して発行するための報酬等につき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役に対しストックオプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数に乗じて得た額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権１個当たりの公正価値の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

かかる株式報酬型ストックオプションの付与は、新株予約権の公正な評価額を払込金額とする新株予約権を当社取締役に割当てる一方、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により行います。

なお、現在の監査等委員でない取締役は４名（うち常勤取締役４名）、監査等委員である取締役は３名（うち社外常勤取締役1名）でありますが、第２号議案及び第３号議案が原案通り承認可決されました後も現在と同様に、監査等委員でない取締役は４名（うち常勤取締役４名）、監査等委員である取締役は３名（うち社外常勤取締役1名）となります。

また、当社の取締役の他に、当社子会社の取締役に対しても同様のストックオプションを割当てる予定です。具体的な付与対象者、支給時期及び配分については、取締役会にて決定いたします。

１．取締役に対するストックオプション報酬として新株予約権を発行することを相当とする理由

当社グループの企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的としており、報酬制度として相当と判断するものであります。

２．報酬等の内容（ストックオプション報酬として１年間に発行する新株予約権の内容）

（１）新株予約権の数

監査等委員でない常勤取締役については450個、監査等委員である常勤取締役については50個（うち、社外取締役分は50個）を各事業年度に係る定時株主総会開催日から１年以内に発行する新株予約権の上限とする。

（2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

監査等委員でない常勤取締役については45,000株、監査等委員である常勤取締役については5,000株（うち、社外取締役分は5,000株）を各事業年度に係る定時株主総会開催日から１年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式の数は100株とする。

また、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

（3）新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック･ショールズ･モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金１円とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

割当日から割当日後30年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

（6）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

（7）新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、上記（5）の期間内において、当社及び当社関係会社の取締役、監査役及び従業員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。

②その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

（8）その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場　　名古屋市中区栄二丁目２番５号
電気文化会館５階　イベントホール
電話　(052) 204-1133

昨年とは開催場所が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

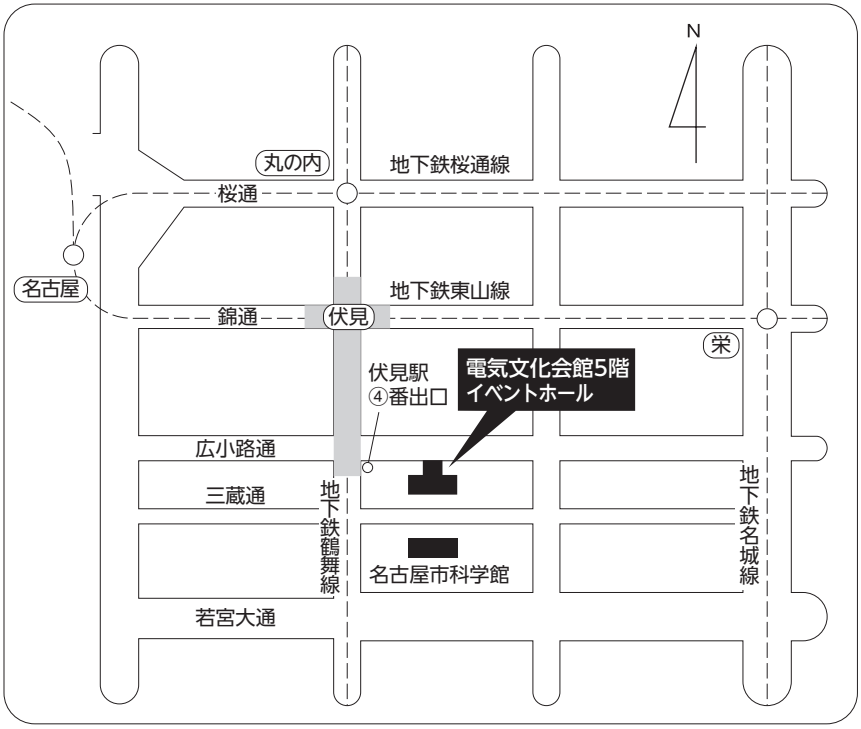

交通のご案内

地下鉄「伏見」駅４番出口から東へ徒歩２分

駐車場をご用意いたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

株主総会におけるお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK